

政令番号245 チオ尿素

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和2年度）

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県		1.4E+5		140,000.0		2.9E+4	28,541.0	168,541.0
8	茨城県					4.8E+3	1.8E+4	22,805.1	22,805.1
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県					5.0E+0	6.5E+1	70.0	70.0
12	千葉県					7.0E-1	1.3E+0	2.0	2.0
13	東京都								
14	神奈川県					1.6E+1	7.2E+2	736.0	736.0
15	新潟県		7.6E+0		7.6		2.2E+3	2,178.0	2,185.6
16	富山県						1.7E+3	1,700.0	1,700.0
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県						5.3E+3	5,300.0	5,300.0
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県		8.0E+0		8.0		3.4E+3	3,435.0	3,443.0
24	三重県						7.8E+2	780.0	780.0
25	滋賀県						3.2E+1	32.0	32.0
26	京都府								
27	大阪府					7.9E+0	8.0E+1	87.6	87.6
28	兵庫県						1.8E+2	180.0	180.0
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県						5.4E+2	540.0	540.0
34	広島県								
35	山口県						1.0E+2	100.0	100.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県		7.9E+2		790.0				790.0
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国			1.4E+5		140,805.6	4.8E+3	6.2E+4	66,486.7	207,292.3

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。